

令和3年6月1日

会員各位

一般社団法人日本リネンサプライ協会

### マイナンバーカードの積極的な取得等について（情報提供）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から協会の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、国はかねてより、マイナンバーカードの普及について積極的に取り組んでいるところであり、この度、厚生労働省生活衛生課から、マイナンバーカードの積極的な取得と同カードの健康保険証利用の促進について、協力依頼がございましたので、下記のとおり情報提供致します。

#### 記

- 1 マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進
  - 1) 関連する以下のリーフレットの電子媒体を、協会HPに掲載していますので、御自由に御活用下さい。
    - ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
  - 2) 従業員のマイナンバーカードの取得について、取得促進に効果的な出張申請受付等（市区町村の職員が会社等に赴く方式）の積極的な受入れに取り組まれるようお願いいたします。出張申請受付等については、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。
  - 3) 令和3年3月までにQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付しており、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。
  - 4) 以上のほか、貴社の実情に応じ、従業員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただければ幸いです。なにとぞ、よろしくお願いいたします。
- 2 マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっての留意事項

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関等において実施しているプレ運用を継続したうえで、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定です。